

各 位

会 社 名 藤倉コンポジット株式会社

代表者名 代表取締役社長執行役員 森田 健司  
(コード番号5121 東証プライム市場)問合せ先 取 締 役 執 行 役 員 樋口 昭康  
(TEL 03-5747-9444)

## 従業員インセンティブ・プランとしての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2025年11月10日の取締役会において、従業員インセンティブ・プランとしての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

## 1. 処分の概要

|                  |                                                |
|------------------|------------------------------------------------|
| (1) 処分期日         | 2025年12月1日                                     |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 594,300 株                               |
| (3) 処分価額         | 1株につき 1,923 円                                  |
| (4) 処分総額         | 1,142,838,900 円                                |
| (5) 処分先          | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(株式付与 E S O P 信託口)       |
| (6) その他          | 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件としております。 |

## 2. 処分の目的及び理由

当社は、当社従業員（以下「従業員」といいます。）への帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意識を高めることにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、2023年度より導入している「株式付与 E S O P 信託」（以下「E S O P 信託」といいます。）を活用した従業員向けインセンティブ・プランの継続について本日開催の取締役会において決議いたしました。なお、E S O P 信託の概要については、2024年2月13日付で公表いたしました「『株式付与 E S O P 信託』の導入に関するお知らせ」及び本日付で公表いたしました「『株式付与 E S O P 信託』の信託期間延長及び追加拠出に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、E S O P 信託の期間延長に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間

で締結する株式付与 E S O P 信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 E S O P 信託口）に対し、自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規定に基づき信託期間中に従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し 2.53%（小数点第 3 位を四捨五入、2025 年 9 月 30 日現在の総議決権個数 193,946 個に対する割合 3.06%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規定に従い従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2025 年 11 月 7 日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値である 1,923 円としております。当該価額を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客觀性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査等委員全員（4 名にて構成。うち 3 名は社外取締役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

### 4. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は 25% 未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上